

児 童

一定要件の該当者に支給 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当の対象

離婚などで、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などで、児童が18歳に達した年の年度末(心身障害児は20歳未満)までが支給対象になります。

ただし、家庭状況により請求できない場合もあります。

さらに、支給要件に該当後、未請求のまま5年を経過すると時効により請求できません。

特別児童扶養手当の対象

20歳未満の重度か中度の心身障害児を養育している方。

ただし、児童福祉施設などに入所している場合など、支給されない場合もあります。

両手当とも一定以上の所得のある方は手当の全部、または一部が支給停止になる場合があります。

詳細 福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎ 3-3019)



め、保険給付(病院代の7割)の過失割合に応じた額を国民健康保険が相手側の保険会社に請求することになり、次の届け出が必要になります。

第三者行為基本調査書(交通事故)

交通事故証明書(自賠責の場合原本)

事故発生状況報告書

念書(被害者側)

誓約書(加害者側)

届け出をしなかった場合や遅れた場合は、本来保険会社が負担すべき病院代を加入者の皆さんが納めている国民健康保険税で支払うこととなります。

詳細 住民生活課国保年金係(☎ 3-2467)

年 金

老齢基礎年金は繰上げ請求・繰下げ請求ができます

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳からですが、本人の希望により60歳から65歳までの間に繰上げて請求、または、66歳以降に繰下げて請求することができます。

ただし、繰上げて請求した場合は繰上げた月数に応じて減額され、繰下げて請求した場合は繰下げた月数に応じて増額された年金が支給されます。

年金というのは突発的な事故や年を取ったときに生活に困らない

ように備える保険制度でもありません。将来の安定した生活のため、また、いざというときのためにも、毎月きちんと国民年金保険料を納めましょう。

役場窓口年金相談日

11月5日・26日の水曜日
役場1階国保年金係へお気軽にお越しください。
年金保険相談所の開設
主催 札幌北社会保険事務所
日時 11月20日(木)
10時~15時
場所 商工会館(錦町)

繰上げ減額率

請求時の年齢	昭和16年4月1日以前生まれの人	昭和16年4月2日以降生まれの人
60歳	42%	30% (0.5% × 60カ月)
61歳	35%	24% (0.5% × 48カ月)
62歳	28%	18% (0.5% × 36カ月)
63歳	20%	12% (0.5% × 24カ月)
64歳	11%	6% (0.5% × 12カ月)

(注) 年齢に達した月に繰上げたものとして算出。
減額率 = 0.5% × 繰上げた月数

繰下げ増額率

請求時の年齢	昭和16年4月1日以前生まれの人	昭和16年4月2日以降生まれの人
66歳	12%	8.4% (0.7% × 12カ月)
67歳	26%	16.8% (0.7% × 24カ月)
68歳	43%	25.2% (0.7% × 36カ月)
69歳	64%	33.6% (0.7% × 48カ月)
70歳	88%	42% (0.7% × 60カ月)

(注) 年齢に達した月に繰下げたものとして算出。
増額率 = 0.7% × 繰下げた月数

国 保

交通事故に遭った場合は速やかな届出を



交通事故に遭った場合に国民健康保険を使って病院にかかることは、問題ありません。

しかし、過失割合(被害者と加害者の責任割合)に応じて病院代を相手側の保険会社が負担するた

助成

活用しませんか
「人材育成基金」

財源 国の「ふるさと創生事業」を財源に町が「人材育成基金」を設けたもので、予算の範囲内で補助します。

対象 町内または町内事業所に1年以上引き続き在住もしくは勤務している方や、これらの方で構成する団体が企画する次の事業。

①調査研修事業(個人のみ)

教育・文化・産業などの分野で自己形成のテーマにより行う国内外研修事業。

②交流事業(個人・団体)

スポーツや文化活動を通じ、国内外の人たちとの交流事業。

③講演会等事業(団体のみ)

地域活性化の促進や文化・教養を高める講演会などの事業。

④海外農業視察研修事業(個人のみ)

農業経営に係る能力向上のために、諸外国での農業を主とした生活文化などの研修事業。

補助の決定 「人材育成基金の活用推進委員会」で審査し決定します。

補助金額

①②調査研修・交流事業

交通費・宿泊費など必要と認められる経費の3分の2以内。ただし、個人は国内10万円・国外50万円、団体は50万円が限度。

③講演会等事業

会議費など必要と認められる経費の2分の1以内で50万円が限度。

④海外農業視察研修事業

交通費など必要と認められる経費の2分の1以内で50万円が限度。

募集期限 12月19日(金)(申請書は実施予定の2カ月前までに提出を。)

申請・詳細 企画課企画振興係 (☎3-3042)

金融

国民生活金融公庫の
「国の教育ローン」の利用を

「国の教育ローン」は、教育のために必要な資金を融資する公的な制度です。入学時や在学中の費用

融資の概要

利用できる方	大学・短大・専修学校・各種学校などへ入学・在学される方の保護者または本人で、前年の年収が1世帯990万円(事業所得者は770万円)以内の方
融資額	一人につき200万円以内
返済期間	10年以内(交通遺児家庭または母子家庭は11年以内)措置期間があります
使いみち	①入学時に必要な費用～入学金・受験費用など ②在学時に必要な費用～授業料・下宿代・通学時の交通費など
利率・返済	年1.5%(9月30日現在)・元利均等毎月払いほか
保証(人)	(財)教育資金融資保証基金または保証人1名以上

として幅広く使うことができる資金です。

詳細・問合せ 国民生活金融公庫 札幌北支店 (☎011-726-4221)

高齢者

こんな時は届け出を
老人保健法受給対象者

老人保健法とは、国民健康保険や社会保険などの加入者で75歳以上の方や一定の障害のある65歳以上75歳未満の方は、世帯の課税状況により医療費の1割または2割の自己負担で医療が受けられる制度です。

老人保健法受給者～老人保健法が適用される昭和7年9月30日以前に

生まれた方。

町老(マル老)受給者～当別町の「老人医療費助成制度」が適用される68歳と69歳の住民税非課税世帯の方。

道老受給者～道の「老人医療費助成制度」が適用される65歳から69歳の方。

詳細 福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎3-3019)

該当要件	持参する物	届出
健康保険未加入者が健康保険に加入したとき 他市町村から転入したとき 健康保険が変わったとき 健康保険の被保険者等が変わったとき	健康保険証など	14日以内
氏名を変更したとき 同じ市町村内で住所を変更したとき 死亡したとき(死亡の届出義務者)	医療受給者証(健康手帳)など	
国保加入者が入院のため、他市町村の病院等に住所を変更したとき(居住地特例) 居住地特例に該当しなくなったとき	医療受給者証(健康手帳)・健康保険証など	
健康保険加入者でなくなったとき 他市町村に転出するとき 障害の状態に該当しなくなったとき	医療受給者証(健康手帳)など	すみやかに

医療機関の受診時には、必ず健康保険証と医療受給者証を提示願います。